◎かめおか児童クラブQ＆A

■申請手続きに関すること

**【入会申請書について】**

**Ｑ1　長期休業日（学年始休業日・夏季休業日・冬季休業日・学年末休業日）のみかめおか児童クラブに入会したいのですが、入会申請書はその都度提出が必要ですか？**

Ａ．　入会申請書はその都度提出してください。（各校児童クラブ又は社会教育課【亀岡市役所４階】で受け付けます。）

**【勤務証明について】**

**Ｑ１　４月１日（もしくは入会希望日）から就労予定ですが、勤務地が未定です。勤務証明書にはどのように記入すればよいですか？**

Ａ．　勤務証明書は採用予定証明書を兼ねていますので、採用予定証明書として事業主等に記入していただき、提出してください。また、勤務地が確定した時点で、変更届と勤務証明書（確定した勤務地を記載したもの）を各校児童クラブもしくは社会教育課（亀岡市役所４階）まで提出してください。

**Ｑ２　勤務時間帯に変動がある場合は、勤務証明書にはどのように記入すればよいですか？**

Ａ．　勤務証明書内の【勤務形態】の欄に勤務時間帯や勤務日数を可能な限り詳細に記入してください。本案内に添付している記入例も参考にしてください。

**【勤務証明について】**

**Ｑ１　雇用先は同じですが、勤務地が変更となりました。申請等は必要ですか？**

Ａ．　勤務地や勤務先の連絡先が変更となった場合、変更届と勤務証明書（変更後の勤務地を記載したもの）を各校児童クラブもしくは社会教育課（亀岡市役所４階）へ提出してください。

**Ｑ２　兄弟姉妹で入会を希望しているのですが、勤務証明書は兄弟姉妹１人につき１枚の提出が必要ですか？**

Ａ．　兄弟姉妹で入会される場合であれば、勤務証明書は兄弟姉妹で１枚提出してください。

　　（例：２人きょうだいで両親が共働き家庭の世帯の場合、両親の証明を１枚ずつ提出してください。）

**Ｑ３　自営業ですが、勤務証明書は自分で記入するのですか？**

Ａ．　（保護者等が事業主の場合）

　　　ご自身で勤務証明書に必要事項を記入、押印していただき、勤務証明書の「就労の形態」の項目の「自営（事業主・専従者）」の「自営」と「事業主」に○を付けてください。

　　　（保護者等が専従者の場合）

　　　事業主に勤務証明書に必要事項を記入、押印していただき、勤務証明書の「就労の形態」の項目は「自営（事業主・専従者）」の「自営」と「専従者」に○を付けてください。

**Ｑ４　長期休業日（学年始休業日・夏季休業日・冬季休業日・学年末休業日）のみ児童クラブに入会したいと考えています。勤務証明書はその都度提出が必要ですか？**

Ａ．　前回の退会もしくは入会期間終了から2ヶ月以上が経過していれば、再度勤務証明書等の提出が必要です。異なる年度の申請の場合は、新たに勤務証明書を提出いただく必要があります。

**Ｑ５　児童の父母の勤務証明は準備しましたが、同居している１８歳以上の兄弟姉妹に関して必要な書類はありますか？**

Ａ．　児童と同居している父母以外の１８歳以上６５歳未満の方（兄弟姉妹、祖父、祖母、おじ、おば等）も、父母と同様に必要書類を提出してください。提出するべき書類が不明な場合はお問合せください。

**【退会手続きについて】**

**Ｑ１　年度の途中でかめおか児童クラブに入会することはできますか？**

Ａ．　随時受付をしていますので、年度途中でも入会していただけます。入会を希望する日の１４日前までに申請してください。

**Ｑ２　年度途中で退会をする場合、どのような手続きが必要ですか？**

Ａ．　各校児童クラブもしくは社会教育課に届出用紙が備え付けてありますので、届出用紙に必要事項を記入いただき、各校児童クラブもしくは社会教育課まで退会する日の前日までに提出してください。

**Ｑ３　退会を考えていますが、退会届はいつまでに提出すればよいですか？**

Ａ．　退会は退会する日の前日までに提出してください。

**Ｑ４　一度退会届を申請しましたが、再度かめおか児童クラブを利用したい場合は、改めて申請が必要ですか？**

Ａ．　一度退会した場合は、改めて申請してください。ただし、退会から2ヶ月以内である場合は、一部添付書類が不要となることがあります。

■スポーツ安全保険に関すること

**Ｑ１　一年を通しての入会ではなく、長期休業期間のみの入会を考えています。**

**スポーツ安全保険８００円の支払いは、その都度必要ですか？**

Ａ．　スポーツ安全保険料８００円については、年一回の支払いです。

４月以降に入会された際に支払っていただいた８００円で、翌年３月末まで、保険期間は継続します。

（例１：４月の学年始休業期間に８００円の掛け金を支払っていただいた場合、同年の夏季休業期間等に入会される際は、８００円の支払いは不要です。）

（例２：４月に通年入会時に８００円を支払っていただき、同年５月末で退会、同年７月から再度入会したい場合、８００円の支払いは不要です。）

**Ｑ２　スポーツ安全保険の傷害保険金を請求することになりました。自宅に請求書類が届いたのですが、提出書類、書類の書き方、提出先を教えてください。**

Ａ．【提出書類】

１　スポーツ安全保険　傷害保険金請求書

２　返信用封筒

※１、２は保険会社からご自宅に郵送で届く書類に同封されています。

※傷害保険金請求書にはけがをされた方の住所・氏名・保護者氏名をご記入のうえ、押印してください。「保険金支払先」と「治療状況」の欄もご記入ください。

【提出先】

・亀岡市教育委員会　社会教育課（市役所４階）

・各校児童クラブ

■負担金に関すること

**Ｑ１　負担金の支払い方法について教えてください。**

Ａ．　納付書払いと口座振替払いがあります。なお、納付漏れや納付書の紛失等を防ぐため、口座振替での納付をお勧めしています。（口座振替開始・変更の申請は、指定金融機関及び市役所１階税務課、４階社会教育課のいずれかでお手続きいただけます。）

　　　納付書払いの場合は、納付書の裏面に取扱金融機関等が記載されていますので、そちらで期日までにお支払いください。

**Ｑ２　兄弟姉妹で入会しており、負担金の口座振替の手続きをしたいのですが、口座振替依頼書は兄弟姉妹で１人ずつ提出すればよいですか？**

Ａ．　それぞれに負担金の支払いが生じる場合は、1人につき1枚、口座振替依頼書を提出してください。

**Ｑ３　口座振替の引落先を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？**

Ａ．　口座振替開始・口座変更の申請は、指定金融機関及び市役所１階税務課、４階社会教育課のいずれかでお手続きいただけます。

　　　銀行のお届け印を持参してください。

　　　口座変更に関しては、約１ヶ月程度手続きにお時間を要します。提出時期によっては、希望の月より後の変更になる可能性もあるため、余裕を持って手続きをお願いします。

**Ｑ４　引落ができなかった月の負担金は、翌月に再度口座振替できますか？**

Ａ．　負担金の再振替はできません。引落ができなかった負担金については、対象の方に社会教育課から郵送する納付書でお支払いください。

**Ｑ５　離婚等によりひとり親家庭になりましたが、負担金の変更などはありますか？**

Ａ．　世帯構成の変化による負担金の変更はありません。ただし、世帯の収入の状況に変化がある場合は、負担金が変更となることがあります。

**Ｑ６　負担金の減免を希望しています。非課税証明書は世帯全員分の提出とありますが、就労していない未成年の子どもの分も提出が必要ですか？**

Ａ．　未成年の子どもの分は提出する必要はありませんが、世帯の中で１８歳以上６５歳未満の方全員分が必要です。

**Ｑ７　 弟のみ利用し、兄は利用していないのですが、弟の分の負担金は無料になりますか？**

Ａ．　無料になりません。2人目無料の対象は「同時に利用している」ことが条件となります。

■かめおか児童クラブの運営に関すること

**Ｑ１　かめおか児童クラブを欠席する場合はどうすれば良いのですか？**

Ａ．　事前に予定が分かっている場合は、かめおか児童クラブ専用の連絡帳にその旨を記載して、児童に持たせてください。なお、体調不良などで前日までに連絡できない場合は、必ず各校児童クラブに電話等で連絡してください。

**Ｑ２　かめおか児童クラブを欠席する場合、学校の担任の先生に連絡をすれば、かめおか児童クラブへの連絡は不要ですか？**

Ａ．　かめおか児童クラブを欠席される場合は、学校の担任の先生ではなく、必ず各校児童クラブまで、専用の連絡帳もしくは電話等で連絡してください。

**Ｑ３　学校がインフルエンザなどで学級・学年・学校閉鎖になった場合、かめおか児童クラブも欠席となりますか？**

Ａ．　閉鎖になった学級・学年・学校の児童は、感染拡大防止の観点から、その期間は欠席していただきます。その場合、負担金を納付済の場合は、還付することがあります。

**Ｑ４　車で来ているので、駐車場で子どもを降ろしたいのですが、かめおか児童クラブ開設教室まで保護者が送っていかなければいけませんか？**

Ａ．　児童の安全が第一ですので、必ずかめおか児童クラブ開設教室まで保護者が送り届けてください。

**Ｑ５　かめおか児童クラブで宿題を教えてもらえるのですか？**

Ａ．　かめおか児童クラブでは宿題や自習を行う時間と場所を設けていますが、原則と

して、職員が児童に勉強や宿題を教えることはありません。職員は児童の自主性を

尊重しながら、その様子を見守ります。